

第5章 計画の実現に向けて

1 教育行政の着実な推進

教育委員会制度については、教育行政の責任の所在の明確化を図るため、平成26年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、新しい教育委員会制度がスタートしました。新制度下において、教育委員会を代表する委員と事務局を指揮監督する教育長を一本化した責任者（新教育長）が設置されたほか、地方公共団体の長による教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）の策定、地方公共団体の長と教育委員会による総合教育会議が設置されました。本町においても、平成27年度から新教育長や総合教育会議が設置され、教育大綱が策定されるとともに、毎年度、総合教育会議が開催されています。

町教育委員会では、地域住民の意思を地域教育行政に反映させるため、学校訪問や地域住民等との教育懇談会などを行ってきたところですが、今後も地域住民や関係機関等と意見交換する機会の確保に努め、透明性のある開かれた教育行政を推進します。

また、地教行法の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部有識者による評価を行い（外部評価委員会）、その結果に関する報告書を毎年作成し、公表していますが、今後も既存の施策や制度の不断の見直しを行うことで、更なる教育行政の向上・推進に努めます。

教育委員会の体制充実に向けても、指導主事や社会教育主事の配置や事務局職員の人材確保に努めるとともに、研修等を充実させることで職員の資質向上と事務局の機能強化を図ります。

2 学校・家庭・地域・企業等との連携・協働

子どもの健全育成をはじめ、郷土愛を養い、社会づくりに貢献できる人間の育成といった教育の目的を実現する上で、学校・家庭・地域は大きな役割を担っており、家族形態の変化や人と人とのつながりが希薄化する中で、それぞれが子どもの教育に責任を持つとともに、相互に緊密に連携・協働し、一体となって地域ぐるみで取り組むことが重要です。

本計画においても、「開かれた学校づくり」や「地域ぐるみでの子どもの育成」の中で、地域住民や多様な団体の連携を掲げています。これら学校・家庭・地域・企業等がそれぞれの役割を果たしながら緊密に連携・協働できるよう取組を推進します。

3 国・県との連携・協力

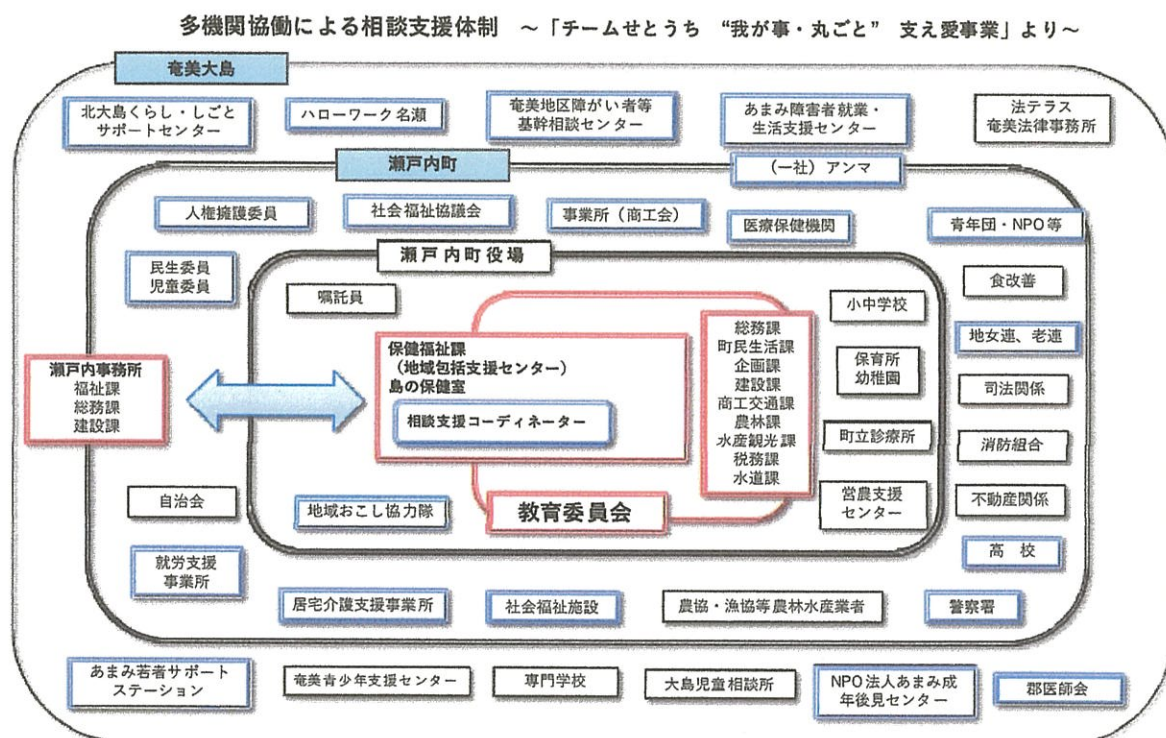
教育基本法第16条において「教育行政は、国と地方との適切な役割分及び相互協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」、「国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」と規定され、地方公共団体は「地域における教育の振興を図るため、地域の実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない」と規定されています。

本町における教育行政の推進において、国・県との相互協力は欠かせませんが、とりわけ教職員の配置や社会教育・生涯学習等についての取組については、県との連携・協力が欠かせなくなっています。今後も県とのあいだで本町における課題を共有し、取組についての情報交換をとおして解決に努

め、施策の推進を図ります。また、教育行政説明会をはじめとする会議や各種研修会において国・県の施策について理解を深めるとともに、協議や意見交換による連携を強化し、本町の实情に応じた施策の自主的・積極的な実施に努めます。

4 関係部局・関係機関との連携・協力

現在の複雑・多様化する教育課題に対応するためには、町長部局や関係機関との連携・協力が必要です。子育て支援、学校間の連携、食育の推進、特別支援教育、環境教育、文化・芸術の振興、青少年の育成などにおいて町長部局との連携・協力を図るとともに、教育をめぐる困り事や課題を“我が事”ととらえ、関係機関が「チーム」として解決に取り組めるよう関係機関・団体の連携を図ります。



5 計画の進捗状況の確認

本計画の効果的かつ着実に推進するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。そのため、この計画に掲げる施策の実施状況については、PDCAサイクルにより、必要性や有効性・効率性・達成度の観点から毎年度点検を行い（外部評価委員会等）、有識者や町民の意見の把握・反映に努め、次年度以降の進行管理を行います。

なお、この計画は、2021年度から2025年度までの5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画期間中に見直しを行い、一部を改訂するなど柔軟に対応します。